

令和2年度大阪市都市農業振興事業（農業セミナー）業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和2年度大阪市都市農業振興事業（農業セミナー）業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

新鮮な農産物の供給とともに、都市農業の有する多様な機能を的確に発揮することにより、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目的とし、都市農業振興基本法に基づき、平成30年6月に大阪市都市農業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、今後の本市農業施策を推進するための計画として位置付けた。

都市農業の継続には、農業者個人の努力に加え、新鮮な市内産農産物の供給とともに、都市農業の有する農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の大都市にふさわしい機能の発揮など農地・農業に対する地域住民の理解が不可欠であり、地域社会に必要とされる農業の展開が求められる。

本事業は、基本計画に基づき実施するものであり、市内農業者が安定的な農業経営を継続するために、地域住民への農地・農業に対する理解醸成を図ることで市内農業の振興発展をめざす。

今般、その目的達成に向け、受注者の持つ農業振興やセミナー開催に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

（2）業務内容

別紙1「令和2年度大阪市都市農業振興事業（農業セミナー）業務委託仕様書」のとおり

（3）契約上限額

金3,252千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和2年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

（4）契約期間

令和2年4月1日（水）から令和3年2月26日（金）まで

※契約の締結は令和2年度大阪市予算の成立以降に行う。

（5）履行場所

受注者において確保する場所（原則、大阪市内とする。）

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(4) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(6) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(5)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とし、その者が提案書の提出を行うこと。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

● 公募開始	令和2年1月16日(木)
● 質問受付期限	令和2年1月31日(金)
● 質問に対する回答	令和2年2月7日(金)(予定)
● 参加申請関係書類の提出期限	令和2年2月14日(金)
● 参加資格審査結果通知	令和2年2月25日(火)(予定)
● 企画提案書類の提出期限	令和2年3月4日(水)
● プレゼンテーション審査	令和2年3月9日(月)(予定)
● 選定結果通知	令和2年3月中旬
● 契約締結・事業開始	令和2年4月1日(水)
● 事業完了	令和3年2月26日(金)

6 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和2年1月31日(金)午後5時30分まで(必着)

イ 提出方法

「質問書」(様式1)に質問事項を簡潔に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。

持参のほか、郵送、FAX、Eメールでの提出を可とするが、送付後は必ず下記9の提出先へ電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※令和2年1月23日(木)午後8時～令和2年1月24日(金)午前8時の間、下記9の提出先において、停電を実施することから、その間のFAXによる受け付けは行えないので、注意すること。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：農業セミナー業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和2年2月7日(金)(予定)に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

- (ウ) 使用印鑑届 (様式5)
- (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (オ) 履歴事項全部証明書 (その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (カ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税 (東京都の場合は法人住民税) 並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書 (様式自由)
- (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その3 (その3の2、その3の3でも可)) 【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書 (写し)
※(カ)及び(キ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※(ウ)～(ク)は、令和元・2・3年度 (平成31・32・33年度) 本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする (様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書 (様式2-2)
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状 (様式3)
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式4)
- (エ) 使用印鑑届 (様式5) ※代表構成員のみ
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (カ) 履歴事項全部証明書 (その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税 (東京都の場合は法人住民税) 並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書 (様式自由)
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その3 (その3の2、その3の3でも可)) 【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書 (写し)
- (コ) 共同事業体協定書 (写し)
※(ウ)及び(カ)～(ケ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※(エ)～(ケ)は、令和元・2・3年度 (平成31・32・33年度) 本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする (様式3に承認番号を記載すること)。

イ 提出期限

令和2年2月14日 (金) 午後5時30分まで (必着)

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、郵送の場合は配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和2年2月25日（火）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（単独法人等用）（様式6-1）又は公募型プロポーザル企画提案書（共同事業体用）（様式6-2）

(イ) 企画提案書は、以下のaからfの事項について記載された提案書

様式は自由とし、A4版両面で10枚以内とする。

用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

【企画提案にあたっての留意点】

a 事業の全体計画（実施スケジュール等）

提案者は、本市が平成30年6月に策定した「大阪市都市農業振興基本計画」、平成29年12月に作成した「大阪市内の農地・農業に関するアンケート結果報告書」を参考に、市内農業者の現状の把握及び分析を行い、事業計画を策定するとともに、作業項目とスケジュールを具体的に記載すること。

※参考情報

- ・「大阪市都市農業振興基本計画」（平成30年6月策定）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000442998.html>

- ・市政モニターアンケート「農地・農業の現状や課題について」（平成29年実施）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000413247.html>

b 業務の実施体制（配置人数、担当者の氏名、経歴等）

本事業の具体的な人員配置計画について、指揮命令系統も含め、日々の運営体制がわかるように記載すること。また、配置予定者の氏名、所属・役職、業務経歴とその経験年数を記載し、業務経歴については、本事業に関連する業務等を中心に記載すること。

c 農業体験会の実施業務

市内在住者に対し、市内農地において身近に農業体験を実施するにあたり、都市農業の有する防災・環境保全等の大都市にふさわしい多面的機能や、市内農業の魅力を発信する方策について具体的に記載すること。

d キックオフセミナーの実施業務

市内在住者が、農地・農業について更に興味を深めることを目的とし、テーマ・講師・場所等について、具体的に記載すること。

また、テーマ設定については、都市における農地・農業の重要性など国において策定された都市農業振興基本計画に沿ったものとする。

e セミナーの実施業務

市内在住者が、本市における農地・農業に対しての理解醸成を図ることができる企画内容の提案を求める。

f 周知方法

本業務実施（上記c、d、e）にあたり、周知方法について、具体的に記載すること。

- (ウ) 提案見積書（様式7）
- (エ) 業務実績調書（様式8）※実績がない場合は提出不要。

イ 提出部数

正本：1部（記名・代表者印を押印したもの） 副本：15部

※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和2年3月4日（水）午後5時30分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、郵送の場合は配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、本市において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和2年3月9日（月）（予定）

※詳細は、上記6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階
大阪市経済戦略局 共通会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり30分程度（うち説明約20分以内、質疑応答含む。）とする。
- ・参加者は1者あたり3名以内とし、必ず業務責任者を含めること。なお、共同事業体の場合も同様とする。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

審査項目	基準	配点 (100点満点)
事業実施体制	本事業の趣旨に沿って、業務推進が可能な実施体制・方法・計画で立案されているか。	20
計画性・実現性	提案した事業内容に、民間事業者ならではの専門性・独創性があるか。	25
	提案した講師が主旨に合致し、ふさわしい人選	20

	であるか。	
	テーマと手法が主旨に合致し、工夫された内容であるか。	15
遂行能力	提案した業務を確実に遂行できる、実績と運営基盤があるか。	10
経費の妥当性	経費見積額は、提案内容に対して適正な金額であるか。	10
合 計（委員 1 名あたり）		100

ア 企画提案の審査については、上記審査項目について 100 点満点で評価を行う。全委員の評価合計点が同点の者が複数いる場合は、次の審査項目の順に点数等を比較し、受注予定者を選定することとする。

- (ア) 「計画性・実現性」の合計点が高い者
- (イ) 「事業実施体制」の点数が高い者
- (ウ) 提案見積書に記載の金額が低い者

イ 全委員の評価合計点が最も高い提案者の評価において、評価合計点が 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点がある場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の金額が上記 2（3）の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和 2 年 3 月中旬に通知するとともに、大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 2 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 全ての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、本市と協議し仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、評価合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価合計点が 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点がある者を除くことがある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0's（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

FAX：06-6614-0150

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。